保護者のみなさまへ

# お子さんのネットデビュー 準備はお済みですか？

## お子さんのインターネット利用　小学生の保護者はこんな心配をしています。

1 名前や住所を安易に書き込んでしまうこと（52.6%）
2 有害サイトへアクセスすること(51.8%)
3 長時間の利用(46.6%)

※「平成25年度青少年のインターネット利用環境実態調査／内閣府」より主な項目を取り上げています。

**まだ早い・うちの子に限ってと思っていませんか？ ゲーム機にも注意が必要です！**

インターネットはスマホやパソコンだけでなく、携帯型ゲーム機（DS、PSPなど）や音楽プレイヤーからも接続することができます。また、小学生がインターネットを通じて被害に遭う事件も起きています。インターネットの特性をよく理解して、早くからインターネットを適切に利用する能力をお子さんに身につけさせましょう！

## 1. 個人情報を書き込む危険性を理解させることが大切です！

インターネット上に安易に名前や住所、電話番号などを書き込むと、書き込みを見た人からつきまといや嫌がらせなどを受ける可能性や、個人情報を利用した詐欺などに巻き込まれる可能性があります。また、一度ネットに公開した情報は誰でもコピーすることができ、削除をしても完全には消せない場合もあります。

**対策法**

- 個人情報を書き込む危険性をお子さんによく理解させましょう。
- トラブルに遭った場合は警察や消費者センターへ相談しましょう。

## 2. フィルタリングで有害情報をブロックしましょう！

有害情報
フィルタリング
有害情報

インターネット上には「性的な内容」「暴力的な内容」など子どもに悪影響を及ぼす情報がたくさんあります。

**対策法**

- お子さんが使用するインターネット接続機器に必ずフィルタリングを設定しましょう。
- フィルタリングは万能ではありません。お子さん自身にやっていいこと悪いことをしっかり理解させ、「悪いことはやらない。」という気持ちを持たせましょう。

特別な事情が無い限り解除は絶対にしないようにしましょう。

お子さんの身の回りのインターネット接続機器（パソコン、携帯電話、タブレット端末、ゲーム機など）を確認し、お子さんが使用する機器へはフィルタリングや機能制限を設定しましょう。

## 3. ルールをつくり正しく利用！

我が家のルール
- 大人と一緒にする。
- 使っていい時間を決める。
- 利用する場所を決める。
- 困ったことがあったら相談する。
- 相手を傷つけない。

近年、インターネットに熱中しすぎ自分の意思で利用をコントロールすることが難しくなる、いわゆるネット依存が問題になっています。また、保護者や友だちと利用に関してルールを決めていない子が長時間利用の傾向にあります。（平成26年度に神奈川県・横浜市・川崎市・相模原市の共同によって行われた「子どもたちのネット利用に係る実態調査」より）

**対策法**

- 親子で一緒にインターネット利用についてのルールをつくりましょう。
- 日頃からお子さんとのコミュニケーションを増やし、インターネットの利用状況を把握し見守りましょう。
- その他インターネットを利用する上でもマナーが大切です。思いやりを持ち自分がされて嫌なことはしてはいけないということを教えてあげて下さい。

～ルールづくりの詳しい内容は県のホームページで～　http://www.pref.kanagawa.jp/cnt/f4151/p803466.html

青少年保護育成条例

# NO!! 子どもたちの深夜外出

## 青少年の深夜外出は禁止されています！保護者同伴でも！

青少年（18歳未満）の単独での深夜外出は、禁止されています。また、保護者同伴でも生活習慣の乱れを引き起こすことや深夜外出への抵抗感を下げ、将来の単独外出を助長するおそれがあるため深夜外出は控えましょう。

## 保護者同伴でも深夜に入場できないお店があります！

カラオケボックス、インターネットカフェ・まんが喫茶では、保護者同伴でも深夜の利用は、禁止されています。

※お店によっては、自主規制により午後11時より早い時間に、青少年の入場を禁止していることもあります。

| 例外的に深夜外出が認められる例 | ・青少年が塾、夜学、夜勤などに通う場合　・病気など緊急の場合<br>・キャンプ、天体観測など青少年の健全な育成に役立つ行事に参加する場合<br>・保護者が仕事等で帰宅が遅くなるなど、家庭内の事情により、深夜に外出する必要がある場合 |
|---|---|

# ちょっと待って！ 家庭用ゲームソフトにも対象年齢があります！

家庭用ゲームソフトには、ゲーム内容・表現に応じた対象年齢があります。特に※「Z」区分のゲームについては子どもに見せたくない残虐な場面等が含まれていることから、神奈川県では条例で、他のゲームと区分して陳列し、青少年には販売しない取扱いとなっています。お子さんへ買い与える際はマークに注意をして下さい。

**年齢区分マーク**

GAME

※「Z」…18歳以上のみを対象とする表現・内容が含まれています。
「A」…年令区分対象となる表現・内容は含まれておらず、全年齢対象
「B」…12才以上対象
「C」…15才以上対象
「D」…17才以上対象

審査はCERO（特定非営利活動法人コンピュータエンターテインメントレーディング機構）が行っています。

ゲーム機の多くは年齢区分に基づき、ソフトの使用を制限することができます。設定方法は各ゲーム機の取扱説明書等をご確認ください。

## 地域で育てよう！青少年。

地域の青少年のため、青少年指導員や少年補導員などは、レクリエーション活動や営業所への調査、パトロール活動など地域の青少年の健全な育成に役立つ取組をおこなっています。

## 親も子も、一人で悩まないで。

■**かながわ子ども・若者総合相談センター**　☎045-242-8201
火〜日曜/9:00〜12:00、13:00〜16:00〈年末年始を除く〉

■**神奈川県西部青少年サポート相談室**　☎0465-35-9527
月〜金曜/10:30〜12:00、13:00〜16:00〈年末年始を除く〉
子どものことについて相談したい。どこへ相談したらいいのかわからない。そんな時は、こちらへご相談ください。様々な悩みについての一次相談窓口です。

■**県警察ユーステレホンコーナー**　☎0120-45-7867
月〜金曜/8:30〜17:15〈年末年始を除く〉
子どもの非行問題等に関する相談犯罪やいじめ等の被害に関する相談はこちら。

**神奈川県・神奈川県警察本部**
お問い合わせは　神奈川県青少年課　地域環境グループ
☎ 045−210−3848（直）　FAX 045−210−8841
http://www.pref.kanagawa.jp/cnt/f4151/